産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問主意書

提出者

鈴 木

克昌

産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問主意書

平成二十三年四月一日より施行されたこと等を踏まえ、 項の規定に基づく技術的な助言として通知した。この通知には、 対策部産業廃棄物課長名により「行政処分の指針について(通知)」を地方自治法第二百四十五条の四第 九九号で各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部 「廃棄物処理法」という。) 環境省は、 廃棄物 の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 の累次の改正により、 大幅な規制強化の措置が講じられ廃棄物の不適正処理を (局) 平成二十五年三月二十九日、 長宛てに、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル (平成二十二年法律第三十四号) 環廃産発第一三〇三二 (以 下 が

件と酷似し、 愛知県田原市では、 さらには農作物への影響が懸念される事案がある。 リサイクル品と承認された土壌改良材が実は産業廃棄物であったフェ これは愛知県豊橋 市所在の産業廃棄物処理 ロシルト事

防止するために迅速かつ的確な行政処分を実施することが可能となったと記載されてい

第一三〇三二九九号の通知に照らして、 を行い、 その中間処理物を愛知県田原市の農地へすき込みを行っているが、同社の中間処理物は、 堆肥という有価物として扱われておらず総合的に判断して無価物で 環廃産発

業有限会社T社がかかわるもので、

同社は、下水汚泥、

動植物性残さ、木くずの発酵による堆肥化中間

処理

ある廃棄物に該当すると疑いがあるところである。 これにつき以下政府の見解をお示し願いたい。

長は 城 性残さ、木くずによる中間処理の取り扱いについて(照会)」により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル 不誠実なものであったと説明を受けている。 ところ平成二十七年一月十四日になっても調査中として回答がなく調査内容や期限を尋ねるも回答しない 対策部産業廃棄物課長及び同課員が直接説明を受け写真や証言記録などを確認し、 T 社 の環境を考える市民の会が平成二十六年十月十四日に愛知県環境部資源循環推進課主幹に同照会をした 「この報告書によれば監督官庁の愛知県も廃棄物と判断するであろう。」と感想を述べたとされ、 の中間に 処理 物が廃棄物に該当することについて、 このことについては環廃産発第一三〇三二九九号通知が無視 平成二十六年十月八日付け、 その時に産業廃棄物課 「下水汚泥、 動植物 新

半年から一年との申請である。しかし豊橋市役所へT社から報告された平成二十年度から平成二十四 登録申請書にある原料比率は木チップ五十%、下水汚泥四十五%、 までの五年間の産業廃棄物及び特別管理廃棄物の処分実績報告書によると、 T社の肥料は、 ているおそれがあると解するが、 汚泥発酵肥料「緑みどり」として平成十二年十月に農林水産省登録をしているが、 政府の見解をお示し頂きたい。 動植物性残さ五%であり、 五年間の平均で木チップ五 熟成期間 年度 肥料 は

% 新城の環境を考える市民の会から説明をうけている。このことによりT社が排出している肥料は登録肥料 市 緑みどり」ではない疑いがあるが、 議会経済建設部会で証言したのは四十日であり申請よりも百四十日から三百二十五日不足してい 下水汚泥六十六%、 動植物性残さ二十九%であり原材料比率が異なり、 政府の見解をお示し頂きたい。 熟成期間はT社の社 長が新城

 \equiv 中間処理 に住む国民の間での法の下での平等を欠くおそれがあると解するが、政府の見解をお示し頂きたい て行政処分の判断を行っていないとの説明を同会より受けている。このことは愛知県に住む国民と千葉県 二十六年十月十四日に新城の環境を考える市民の会が提出した「下水汚泥、 に搬入されたものは肥料でなくごみだ。」と証言している。一方、 あった石渡正佳氏は 言であるが、 環廃産発第一三〇三二九九号は、各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部 の扱いについて(照会)」に対して平成二十七年一月十四日と三ヵ月経過したが未だ調査中とし T社の事案において中日新聞平成二十六年十一月十三日掲載の千葉県庁職員で産廃Gメンで 「千葉県なら百%取り締まりの対象。 悪臭がして多くの住民が悩んでいる時点で農地 本事案の監督官庁である愛知県は平成 動植物性残さ、 (局) 長宛ての技術的助 木くずによる

四 T社が静岡県湖西市で行った産業廃棄物不法投棄事件において平成十七年五月二十六日静岡県西部保健

廃 4 所長宛に提出した撤去完了報告書に記載のある農地から撤去した十トントラック千二百五十三台分の産業 るが、このことは愛知県に住む国民と静岡県に住む国民の間での法の下での平等を欠くおそれがあると 棄物が愛知県豊橋 市内の農地に埋設を許されている旨を新城の環境を考える市民の会から説明をうけて

Ŧi.

解するが政府の見解をお示し頂きたい

として、 であり土壌汚染の問題は田原市で発生しているので所管は愛知県であり悪臭の問題は田原市の所管である 局に調査依頼をしたところT社の堆肥化中間処理施設は豊橋市に立地するので中核市である豊橋市が所管 きな問題となった。このことを新城の環境を考える市民の会が愛知県環境部資源は た結果ではヒ素が一リットル中〇. れた愛知県田原 あることが求められている土壌環境基準の汚染に係わる五倍超のヒ素が検出され地 平成二十六年九月二十三日に新城の環境を考える市民の会がT社の肥料と称する中間処理物がすき込ま T社の肥料は農林水産省東海農政局に登録された肥料であるので所管外であるといわれ、 たらいまわしされたとの説明を同会から受けている。ことは農地という人の口に入るものを育て 市 和 知地内の農地から採取した土壌を豊橋市内の環境計量証明事業所で溶出量試験を行っ 〇五二ミリグラムであった。 一リットル中〇. 循環推進課に報告したと 〇一ミリグラム以下で 元有力紙に報道され大 東海農政

後どのように対応するか政府の見解をお示し頂きたい。 農業への甚大な風評被害も懸念される。 る土壌で起きており土壌改良材であったフェロシルト事件よりも深刻な問題であるとともに、 本件に対する自治体の取組が不十分であるとの指摘がある中、 渥美半島の

六 た。 十月十一日に報告し愛知県は土壌の成分試験を行い平成二十六年十月三十日に発表したところでは、六箇 人 所中五箇所はヒ素が検出されず一箇所は基準同値であるので基準以下であるとして事実上の安全宣言をし 日に土壌採取した六箇所からは全箇所でヒ素が検出され基準値以下が一リットル中〇.〇〇五ミリグラ とでの納得いく試験を行うことを申し入れたが叶わず再度独自調査を行うこととし平成二十六年十一月八 の外郭団体である県環境調査センターが分析したことなどから、 環境基準を超えるヒ素検出に当たって新城の環境を考える市民の会が愛知県にその結果を平成二十六年 ○.○○六ミリグラム、○.○○五ミリグラム、基準値以上が一リットル中○.○一九ミリグラム、 新城 〇四五ミリグラムであった。 の環境を考える市民の会では愛知県から土壌採取に立ち合いを求められなかったこと及び愛知県 ヒ素の由来は専門家によると基準値の五倍にも及ぶことは既存の土壌に 透明性に欠けるとして両者立ち合い のも

含まれていたとは考えにくく、木チップのもとである建築廃材に含まれる防腐剤やシロアリ駆除剤が最も

疑 7 理されずリサイクル品と称して同法の規制を免れ、 は問題である。 排出事業者は廃棄物処理法の定めにより自社の産業廃棄物が敷地外に出て最終処分場に処分されるまでを るがゆえに猛烈な悪臭で近隣住民に被害を及ぼしている。 検査もなく再生品と自称するだけでマニフェスト上では最終処分したと同様に扱われるおそれがあること 15 マニフェスト伝票で管理しなければならないが、 もあ いるおそれがある。 われるとされ木チップは建築業者が再生品として限りなく無償に近い有償でT社に売却しているとの疑 り、 再生品となると廃棄物処理法の取 T社の場合には登録した肥料と原材料比が異なり熟成期間が三分の一に満たず未完熟であ こうした事例があることを踏まえ、 締り対象からはずれるという点に本件の問題 一旦再生品と称されるだけで厳密に再生されたか否かの 農地がヒ素の混入した産業廃棄物の最終処分場と化 現行の関連法規に改正を要する点がないのか政 廃棄物処理法で規制すべき産業廃棄物が の本質が ある。 品品 質管

無償施肥という産廃不法投棄は全うな農業生産システムを崩壊させる懸念をはらんでいるが、 の堆肥を逆有償で施肥することで耕作放棄地再生交付金を交付されているという情報もある。 T社の肥料は愛知県田原市の農業生産法人株式会社M社が耕作放棄農地を借り上げ土壌改良としてT社 偽装肥料 これに対す 0

七

府

の見解をお示し頂きたい。

る政府の見解をお示し頂きたい。

八 T社と農業生産法 人M社が連携して愛知県田原市の遊休農地を産廃の最終処分場と化していることが五

+ キロメートル以上離れた愛知県新城市で問題視されるのは、 T社が現状で操業している豊橋 市東 細谷の

同 種 の施設からでる悪臭を新城市の建設予定地住民が体験しその猛烈で耐えきれない悪臭に包まれる生活

は絶対に阻止しようということになったことによるものである旨新城の環境を考える市民の会から説明を

受けてい る。 新城市 の建設予定地では 一キロメートル圏内に住居は勿論こども園や小中学校が立地し、 子

ども達の教育環境の悪化が懸念される。 子ども達が良い環境で暮らす権利が侵されるおそれがあることに

ついて、政府の見解をお示し頂きたい。

九 愛知県新城市ではT社が進出し産業廃棄物処理業の許可申請を愛知県に提出しており、 新城 董 民 の有権

者の七割に及ぶ三万四千人の反対署名を集めるなど反対運動が進んでいる。 このような事態に至ったのは

愛知県企業庁が造成した新城南部企業団地において、 製造業または物流業を誘致すると約束していたにも

か かわらず、 当初 一誘致した鋼管製造業の企業が計画倒産とも疑われる一年足らずで倒産した後に競売に

よってT社が土地を取得したことによるものと考えられており、 このような手法を用 41 れば企業団地に目

的外の産業廃棄物業が立地することができることに住民は大きな不信感を抱いているようである。 産業廃

棄物処理業は持続可能な社会づくりにとって重要であるがこそ、厳密な法整備とその運用のもと脱法的な

右質問する。

廃棄物処分が疑われる事例に対応すべきと思うが政府の見解をお示し頂きたい。